

# 令和5年度（2023年度）「阿蘇」世界文化遺産登録推進若手研究募集要項

## 1 事業目的

阿蘇世界文化遺産登録推進協議会（熊本県、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村が平成21年（2009年）に設置。）では、「阿蘇」の世界文化遺産登録を目指しています。

その取組の一環として、熊本県では、「阿蘇」の新たな学術的価値を見出し深化させて国内外に発信することで、世界文化遺産登録に向けた更なる機運醸成に繋げることを目的に、「阿蘇」に関わる人々の歴史に焦点を当てた研究をはじめ、若手研究者による様々な研究分野における多角的な研究を募集します。

今回、より多くの方々に「阿蘇」についての理解や地域への愛着・誇りを高めていただくために、採用された場合には、その研究成果を成果報告会等において発表していただきます。

## 2 事業内容

- ・全国の若手研究者から「阿蘇」を対象とする研究を募集します。
- ・応募書類、研究計画書、研究経費計画書及び論文等の代表的業績がある場合はその複写物等（以下「応募書類一式」という。）の書面審査により、特に優れた成果をもたらすことが期待される応募者を採用します（最大4名）。
- ・採用された若手研究者（以下「採用者」という。）には、採用結果公表日から成果報告会までの期間、論文執筆も含めた研究を行っていただき、その過程で要した経費（1件につき50万円以内）を交付します。

なお、本事業は令和5年度（2023年度）「阿蘇」世界文化遺産登録推進若手研究として、株式会社アド・コムに一部業務を委託します。

### （1）募集テーマ

- ・文理を問わず、「阿蘇」に関わる幅広い関連諸分野（考古学、文献史学、文学、美術史学、歴史地理学、民俗学、景観学、観光学、建築学、工学、農学、植物学、火山学等）の研究を募ります。
- ・「阿蘇」を対象とする研究に限りますが、他地域との比較分析は可能です。
- ・『世界遺産暫定一覧表追加資産に係る提案書 資産名称：「阿蘇カルデラ—草地とともに生きてきたカルデラ農業景観—」』を熟読の上、研究を通して本資産の顕著な普遍的価値の深化、及び資産の保存管理・活用に資するテーマを設定してください。

#### 【提案書掲載元】

<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/165545.pdf>



### （2）応募資格

- ・令和5年（2023年）4月1日現在、満20歳から満40歳までの方で日本語での論文執筆及びプレゼンテーションが可能な方とします。
- ・職務上での研究の場合、所属長の推薦書又は承諾書（いずれも様式は任意）を添付してください。

- ・研究に要した経費の交付については、1件の応募に対して上限を50万円以内（採用者が研究経費計画書に記載した額から所得税を源泉徴収した額を交付）とします。なお、複数人による共同研究や研究協力者の設定を妨げるものではありません。

### (3) スケジュール

応募締切：令和5年（2023年）6月16日（金）消印有効  
審査結果通知：令和5年（2023年）6月中旬から下旬頃  
研究期間：審査結果通知日から研究成果報告会まで  
進捗報告会：令和5年（2023年）9月下旬から10月上旬頃  
研究成果報告会：令和6年（2024年）2月17日（土）予定

### (4) 経費の使途

- ・採用された研究に必要な資金に限ります。
  - ※ PC、デジタルカメラ等の備品購入は対象としません。
  - ※ ソフトウェアは消耗品に含みます。
  - ※ 後述のとおり、採用者には研究期間終了後、使途の領収書又はレシートを貼付した収支会計報告書の提出を義務付けます。

## 3 応募方法

- ・応募するためには、応募書類一式の各1部を提出してください。
- ・応募書類一式の様式は、熊本県文化企画・世界遺産推進課ホームページに掲載します。ダウンロードのうえ必要事項を記入してください。
- ・応募書類一式の提出は、郵送に限ります。E-mail 及び FAX による提出は受け付けませんので、ご注意ください。

#### 【提出書類（応募書類一式）】

①応募書類	1部
②研究計画書	1部
③研究経費計画書	1部
④論文等の代表的業績がある場合はその複写物等	1部
⑤CD-R 又は DVD-R（①から④のデータを保存したもの）	1部

#### 【提出期限】

令和5年（2023年）6月16日（金）消印有効

#### 【提出先】

〒862-8570 熊本県 文化企画・世界遺産推進課 担当：川路（かわじ）

## 4 審査方法

- ・世界遺産を専門とする有識者等を中心に複数名で組織する「阿蘇」若手研究審査員が、応募書類一式をもとに審査を行います。
- ・審査結果は、令和5年（2023年）6月中旬から下旬頃に本人宛てに文書で通知するとともに、採用者名及び採用者の所属を熊本県文化企画・世界遺産推進課ホームページ上に掲載します。
- ・採用決定者には、研究経費計画書に記載された額の研究経費を交付します。

## 5 採用者の義務

### (1) 成果品の提出

- ・採用者は、成果品として「成果論文」、及び用途の領収書又はレシートを貼付した「収支会計報告書」を、下記の期限までに提出してください。なお、成果論文及び収支会計報告書の提出方法は郵送に限り、E-mail 及び FAX による提出は受け付けません。

成果論文の執筆要項及び収支会計報告書等の様式は熊本県文化企画・世界遺産推進課ホームページに掲載します。ダウンロードのうえご利用ください。

※ 成果論文の内容は、本事業の対象となった研究に限ります。

※ 成果論文の執筆言語は日本語に限ります。

※ 期限までに成果論文及び収支会計報告書が未提出である場合、研究経費の全額返納を求めます。また、その場合は次年度以降の応募をお断りします。

#### 【提出書類（成果論文）】

- |                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| ①成果論文                               | 1部 |
| ②成果論文要旨（800字程度）                     | 1部 |
| ③CD-R 又は DVD-R（成果論文・同要旨のデータを保存したもの） | 1部 |

#### 【提出書類（収支会計報告書）】

- |              |    |
|--------------|----|
| ④収支会計報告書（原本） | 1部 |
|--------------|----|

#### 【提出期限】

成果論文提出期日：令和6年（2024年）1月12日（金）消印有効

収支会計報告期日：令和6年（2023年）3月1日（金）消印有効



【様式掲載元】(URL) <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/22/171611.html>

### (2) 研究成果の報告

- ・「阿蘇」若手研究審査会の審査委員等との意見交換のため、採用者は令和5年（2023年）9月下旬から10月上旬頃に開催予定の進捗報告会へ出席してください。具体的な日程については、審査結果公開後、採用者と審査員の日程を調整のうえ決定します。
- ・研究成果を社会に還元するため、採用者は、成果論文の内容に基づき、令和6年（2024年）2月17日（土）に熊本市内で開催予定の研究成果報告会にて発表してください。具体的な日程については、審査結果公開後、採用者と審査員の日程を調整のうえ決定します。
- ・成果論文を熊本県が刊行する後述の研究紀要へ掲載、及びホームページ上で公開することについて、採用者は許諾するものとします。
- ・採用者が研究成果を外部で発表する場合、本事業により熊本県から研究経費の支援を受けたことを明記してください。

### (3) その他

- ・採用後、やむを得ない事情により提出書類の研究経費計画書に変更が生じた場合は、採用者が熊本県担当者に相談のうえ、研究経費計画書の修正版を再提出していただく可能性があります。

- ・ 交付された研究経費について、最終的に未使用の経費が発生した場合は、委託業者を通じて未使用分の額を返納してください。なお、未使用の経費の発生が判明した段階で、可能な限り早めに採用者は熊本県担当者へご連絡ください。
- ・ 採用者による調査・研究により社会的事故等が発生した場合、その一切の責任は採用者自身にあるものとし、熊本県及び委託業者は責任を負いません。
- ・ 捏造、改ざん及び盗用等の一切の不正行為を認めません。研究倫理に反する不正行為が発覚した場合、交付した研究経費の全額返納を求めます。また、その場合は次年度以降の応募をお断りします。

## 6 著作権について

- ・ 熊本県は、各採用者の成果論文をもとに研究紀要を作成します。
- ・ 成果論文の著作権は、採用者に帰属します。採用者（著作権者）は成果論文について、熊本県による複製配布及びオンライン公開を許諾するものとします。

## 7 個人情報の取扱い

- ・ 熊本県が本事業に関して取得する個人情報は、審査作業及び審査結果の通知等の募集業務、支払いに関する情報提供に際し、必要な範囲に限定して取扱います。
- ・ 採用者については、名前、所属、研究テーマ等及び研究紀要を熊本県文化企画・世界遺産推進課ホームページ上で公開する予定です。
- ・ 応募者は、審査結果について熊本県個人情報保護条例の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。応募者本人が身分を証明する書類等を持参のうえ、祝日を除く月曜日から金曜日までのうち、午前8時30分から午後5時15分までの間に、直接担当課の熊本県文化企画・世界遺産推進課へお越しください（電話及びメール等による請求は受け付けません）。ただし、採否の理由に関するお問合せは受け付けません。